

## 中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

### 第74回

#### 中国会社法の改正が外商投資企業に与える影響(2)

黒田法律事務所 萱野純子、藤田大樹

前稿から2006年1月1日より施行されている中国の改正会社法(以下、「新会社法」という)について検討している。2回目となる今回は、出資方法に関する改正が外商投資企業に与える影響を検討することにする。

#### 一 最低登録資本金の引き下げ及び登録資本金の分割払込

Q1 日本企業A社は、中国において自社が100%出資する有限会社を設立しようと考えています。

(1) 有限会社を設立するための最低登録資本金は幾らですか。

(2) 出資金を分割で払い込むことは可能でしょうか。

(3) 有限会社の設立後に増資することを考えていますが、その場合に増資額を分割で払い込むことは可能でしょうか。

A1 (1) 新会社法は、有限会社の最低登録資本金について、原則として3万人民元と規定しています。ただ、実際には、3万人民元の出資で会社を運営していくことは困難な場合が多いため、当該最低登録資本金で設立を申請しても、審査許可機関から設立を許可されない可能性があります。

(2) 出資金を分割で払い込むことは可能です。もっとも、その場合、最初の出資額は、その登録資本金額の15%を下回ってはならず、かつ会社設立の日から3ヶ月以内に払い込まなければなりません。また、残りの出資額は、会社設立の日から2年以内に払い込まなければなりません。

(3) 増資を行う場合に増資額を分割で払い込むことは可能です。もっとも、その場合、会社が登録資本の変更登記を申請する際に、新しく増資する登録資本の20%を下回らない額を払い込む必要があります。また、残りの増資額は、会社設立の日から2年以内に払い込まなければなりません。

#### (1) 最低資本金の引き下げ

新会社法施行前の会社法(以下「旧会社法」という)第23条は、有限会社の最低登録資本金について、業種毎に以下のように規定していた。

(i) 生産性会社:50万人民元

(ii) 卸売会社 :50万人民元

(iii) 小売会社 :30万人民元

(iv) 技術開発・コンサルティング・サービス業:10万人民元

しかし、新会社法第26条第2項は、「有限責任会社の登録資本の最低限度額は、3万人民元とする。法律、行政法規に有限責任会社の登録資本の最低限度額についてより高い規定がある場合はその規定に従う。」と規定し、これまでの最低登録資本金を大幅に減額するとともに、業種を問わず一律に、原則として3万人民元とすることを明確にした。なお、株式会社の最低登録資本金についても、従来の1000万人民元から、500万人民元に減額された(新会社法第81条第3項)。

もともと、業種毎の特別法によって最低資本金額が定められているケースも多く、実務上も経営に必要な一定の流動資金を確保する必要がある。また、外商投資企業については、投資総額と登録資本の差額が合弁企業の借入枠となる等の制限があるため、新法によって定められた最低登録資本金で設立することは考えにくい。そして、会社の設立申請の際には、当該会社に関するフィージビリティスタディー報告書を審査許可機関に提出する必要があるが、仮に、新法によって定められた最低登録資本金で申請した場合、審査許可機関から当該プロジェクトの実行可能性を疑問視されて、設立許可が下りないといった可能性も否定できない。

## (2) 登録資本金の分割払込

### ① 設立時の登録資本金の分割払込

旧会社法は、登録資本金の分割払込を認めていなかったが、新会社法第26条第1項は、分割払込を認めるとともに以下のようなルールを規定した。

(i) 会社の全出資者の初回出資額は、登録資本の20%を下回ってはならず、かつ法定の登録資本の最低限度額を下回ってはならない。

(ii) 残りの出資額については、会社設立の日から2年以内に全額払い込まなければならない。出資者が投資会社の場合は、5年以内に全額を払い込めば足りる。

もともと、新会社法、旧会社法ともに、会社登記を行う前の払込を前提としており(新会社法第30条及び旧会社法第27条は、出資検査が済んだ後に会社の設立登記を申請する旨規定している)、会社が設立された後に払込を開始することが認められている外商投資企業の出資払込とは前提を異にしている。

そして、外商投資企業の出資払込及び分割払込については別途規定がされていたため(対外経済貿易部・国家工商行政管理总局公布「中外合弁企業の各当事者の出資に関する若干規定」。また、外商独資企業については、外資企業法実施細則第30条においても規定されている)、従来から、これらの規定に基づいて登録資本金の払込がなされてきた。

そのため、外商投資企業に対しても、新会社法第26条規定の分割払込のルールが適用されるのか、その取り扱いが明確ではなかったが、2006年4月24日に、中国国家工商行政管理总局、商務部、税関総署及び国家外貨管理総局から連名で公布された「外商投資企業の審査許可登記管理に関する法律の適用上の若干問題に関する執行意見」(以下、「執行意見」という)によって、その取り扱いが明確にされた。

すなわち、執行意見第9条は、外商投資の有限責任会社の出資払込について以下のよう

に規定している。

(i) 全部の出資額を一回で振り込まなければならない場合、会社設立日より6ヶ月以内に全額振り込まなければならない。

(ii) 分割で払い込む場合は、最初の出資額は、その出資額全体の15%を下回ってはならず、かつ法定の登録資本の最低限度額を下回ってはならない。また、会社設立の日から3ヶ月以内に支払わなければならない。

(iii) 残りの出資は、会社法、関連の外商投資の法律及び会社登記管理条例の規定に合致しなければならない。

この点、(i)及び(ii)については、「中外合弁企業の各当事者の出資に関する若干規定」第4条が同趣旨の規定をしており、当該規定は、中外合弁企業だけでなく、中外合作企業及び外商独資企業にも適用があるため(『「中外合弁企業の各当事者の出資に関する若干規定」』についての補充規定」第3条)、外商投資企業に関するこれまでの出資払込及び分割払込の方法を踏襲したものといえる。

また、(iii)については、中外合弁企業及び中外合作企業には、分割払いを行う場合の2回目以降の出資の期限について特に規定がないため、新会社法第26条第1項が規定する「残りの出資額については、会社設立の日から2年以内に全額払い込まなければならない」との規定に従うことになる。

一方で、外商独資企業については、外資企業法実施細則第30条第1項が「最後の出資は、営業許可証の交付日から3年以内に払込を完了しなければならない」と規定していることから、外資企業法実施細則と新会社法のいずれが適用されるか問題となるが、外資企業法実施細則は行政法規に過ぎず、上記(iii)にいう「関連の外商投資の法律」には該当しないため、やはり新会社法が適用され、残りの出資は、会社設立の日から2年以内に払い込まなければならない。

## ②増資時の登録資本金の分割払込

外商投資企業の増資時における登録資本金の分割払込については、特に規定がなく、これまでも設立時の分割払いに関する規定を参考にして行われるのが通常であった。しかし、執行意見第15条は、増資時の登録資本金の分割払込について以下のように規定した。

(i)外商投資会社が登録資本を増加する場合、出資者は、会社が登録資本の変更登記を申請する際に、新しく増資する登録資本の20%を下回らない額を払い込まなければならない。

(ii)残りの増資額は、会社法、関連の外商投資の法律及び会社登記管理条例の規定に合致しなければならない。

従って、増資の際の最初の出資額は、設立時の登録資本金の分割払込の場合の「15%」とは異なり、新しく増資する登録資本の「20%」を下回ってはならないことになる。

なお、従来の増資手続は、工商変更登記を行った後に、外貨登記の変更を行い、そのうえで増資金額を払い込むという流れで行われてきたが、上記のように執行意見第15条が、「登録資本の変更登記を申請する際」の払い込みを求めているため、現在の増資手続は、商務部門の許可後、先に外貨登記の変更を行い、増資総額の20%以上の金額を払い込んだ後に、工商変更登記を行うという流れに変更されている。

設立時と増資時の出資払込方式に関する執行意見対照表	
執行意見第9条	執行意見第15条第1項
<p>外商投資の有限責任会社(一人有限会社を含む)の出資者が、法律、行政法規の規定に適合し、全部の出資を一回で払い込まなければならない場合、会社設立日より6ヶ月以内に全額払い込まなければならない。分割で払い込む場合は、最初の出資額は、その払い込むとされた出資額の15%を下回ってはならず、また、法定の登録資本の最低限度額を下回ってはならず、かつ、会社設立の日から3ヶ月以内に全額払い込まなければならない。残りの部分の出資期限は、会社法、関連の外商投資の法律及び会社登記管理条例の規定に合致しなければならない。その他の法律、行政法規が、会社設立時にすべての出資を払い込むべきことを出資者に要求する場合、その規定に従う。</p>	<p>外商投資会社が登録資本を増加する場合、有限責任会社(一人有限会社を含む)と発起方式により設立された株式会社の出資者は、会社が登録資本の変更登記を申請する際に、新しく増資する登録資本の20%を下回らない額を払い込まなければならない。残りの部分の出資期限は、会社法、関連の外商投資の法律及び会社登記管理条例の規定に合致しなければならない。その他の法律、行政法規に別途規定がある場合、その規定に従う。</p>

## 二 現物出資の拡大

Q2 日本企業A社は、中国において自社が100%出資して有限会社を設立する予定ですが、その出資については機械設備の現物出資を採用したいと考えています。

- (1) 具体的にどのようなものを現物出資することができるのでしょうか。
- (2) 現物出資に金額上の制限はあるのでしょうか。

A2(1) 機械設備等の現物、工業所有権・ノウハウ・土地使用权等を現物出資の対象とすることができます。また、新会社法の施行により、原則として、①金銭によって評価でき、②法に従い譲渡できる物であれば、金銭以外の財産でも譲渡できるとされ、さらに、著作権・著作隣接権等工業所有権以外の知的財産権についても出資できるようになりました。

(2) 新会社法は、金銭による出資が登録資本の30%を下回ってはならないと規定していますので、登録資本の70%が現物出資の上限ということになります。

### (1) 現物出資の対象の拡大

旧会社法第24条は、現物、工業所有権、ノウハウ、土地使用权の現物出資を認めており、外商投資企業の関連法令にも、同趣旨の規定が置かれていたが(合弁企業法実施条例第22条、外資企業法実施細則第25条等参照)、会社法の改正により、現物出資の対象が大幅に拡大された。

すなわち、新会社法第27条は、法律、行政法規等により出資が禁止されている財産以外で、①金銭によって評価でき、②法に従い譲渡できるものであれば、金銭以外の財産でも出資の対象とできる旨規定している。従って、例えば、債券、持分、証券、土地請負経営権等の権利について出資の対象とできるものと思われる。

また、旧会社法においては「工業所有権」と規定されていたが、新法においては「知的財産権」との規定に改正されたため、著作権・著作隣接権等の工業所有権以外の知的財産権についても出資の対象とできることになった。

そして、執行意見第10条が、「外商投資会社の出資者の出資方式は、『会社法』第27条の規定に合致しなければならない」と規定しているため、新会社法第27条は外商投資企業にも適用される。

もともと、執行意見第10条によれば、「会社登記管理条例」第14条第2項及び「会社登録資本登記管理規定」第8条第3項も外商投資会社の出資方式に適用されるが、これらの規定によれば、「出資者は、労務、信用、自然人の氏名、商売上の信用、特許経営権または担保を設定した財産等を評価して出資することはできない」とされているため、これらについては現物出資の対象とすることはできない。

## (2) 現物出資の割合の拡大

現物出資が投資総額に占める割合がどの程度まで許容されるのかについて、旧会社法第24条第2項は、「工業所有権、ノウハウの出資金額は、有限責任会社の登録資本の20%を超えてはならない。」と規定していた。

これに対して、新会社法第27条第3項は、「全出資者の金銭出資金額は、有限責任会社の登録資本の30%を下回ってはならない。」との改正を行い、金銭以外の出資は登録資本の70%まで占めることが認められたため、工業所有権・ノウハウによる出資の許容される割合が登録資本の20%から70%にまで飛躍的に増加することになった。

また、上記の旧会社法第24条の規定では、工業所有権・ノウハウによる出資について登録資本の20%を超えてはならないと明記されていたものの、これら以外の現物・土地所有権の出資の上限については規定されていなかった。しかし、新会社法により、現物・土地所有権による出資とその他の金銭以外の出資を合わせて登録資本の70%までとしなければならないという上限が設定されたため、流動資金を一定程度(登録資本の30%以上)確保することが義務づけられたとすることができる。

なお、外商独資企業については、外資企業法実施細則第27条第2項に、依然として、旧会社法第24条の規定と同じく、工業所有権、ノウハウの出資を登録資本の20%以下に制限する規定が置かれている。しかし、外資企業法実施細則は行政法規に過ぎないため、新会社法第218条で優先適用が認められた「外商投資に関する法律」には該当しないと解され、また、上述のように、執行意見第10条も、外商投資会社の出資者の出資方式は、「会社法」第27条の規定に合致しなければならない旨規定しているため、上記の改正規定は外商独資企業にも適用される。

新旧会社法対照表	
旧会社法第24条	新会社法第27条
<p>出資者は、金銭により出資することができ、また、現物、工業所有権、ノウハウ、土地所有権を出資することができる。出資される現物、工業所有権、ノウハウまたは土地所有権については、価値評価を行い、財産を事実調査しなければならない。土地所有権の価値評価は、法律、行政法規の規定に従う。</p> <p>工業所有権、ノウハウの出資金額は、有限責任会社の登録資本の20%を超えてはならない。但し、国がハイテクの技術成果の採用について別途規定している場合についてはこの限りではない。</p>	<p>出資者は、金銭により出資することができ、また、現物、知的財産権、ノウハウ、土地所有権等の金銭によって評価でき、かつ法に従い譲渡することができる金銭以外の財産を出資することもできる。但し、法律、行政法規の規定により出資としてはならない財産についてはこの限りではない。</p> <p>出資される金銭以外の財産については、価値評価を行い、財産を事実調査しなければならない。法律、行政法規が価値評価について規定している場合は、その規定に従う。</p> <p>全出資者の金銭出資金額は、有限責任会社の登録資本の30%を下回ってはならない。</p>